

社会福祉法人菊川市社会福祉協議会福祉車輛貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は既存の交通機関を利用することが困難な歩行障がい者（車イス生活者、高齢者等）の社会参加を促進するため、車いす対応車輛（以下「福祉車輛」という）の利用について、必要な事項を定め社会福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 福祉車輛貸出の実施主体は、菊川市社会福祉協議会とする。

(利用者の範囲)

第3条 福祉車輛を利用できる者は、菊川市に住所を有する者及び団体で、車イスを使用しなければ歩行が困難な者、または、菊川市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が必要と認めた者とする。

(利用目的)

第4条 福祉車輛の利用目的は次に掲げるとおりとする。

- (1) 病院への送迎（通院・入退院）
- (2) 施設への送迎
- (3) 福祉団体、障がい者団体等が主催する行事に参加するとき
- (4) その他特に会長が必要と認めたもの

(利用日時等)

第5条 福祉車輛の利用できる日時は原則として次に掲げるとおりとする。

- (1) 休日、祝祭日以外の午前8時15分～午後5時00分とする。
- (2) 但し、特に会長が必要と認めた場合は、この限りではない。

2 休業日は次に掲げるとおりとする。

- (1) 12月29日～1月3日
- (2) その他、特別な支障が生じたとき

(利用手続き及び経費)

第6条 福祉車輛の利用申請者は、利用予定日の3日前までに利用申請書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

2 申請書を受けた時には、速やかにその可否を決定し利用申請者に電話等で連絡する。

3 有料道路・駐車場の料金及び使用実費負担金は、利用者負担とし、この実費負担金については別に定める。

(利用の変更及び取り消し)

第7条 利用者が自己の都合で申込条件を変更する場合は、速やかにその旨を会長に申し出なければならない。

(事故報告等)

第8条 福祉車輛の運転者は事故が発生した場合、法令に基づく応急の処置をした後、速やかに運転管理者（以下「管理者」という。）に、その状況を報告し、その指示を受けなくてはならない。

2 措置後運転者は、事故報告書を作成し、管理者に提出しなければならない。

3 事故に伴う事故処理等は、管理者及び利用者が協議して行うものとする。

4 事故による損害額について、保険適用外の場合は利用者負担とする。

(委 任)

第9条 この要綱に定めたもののほか、必要事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。